

令和2年 9月9日

保護者各位

石垣市教育委員会  
教育長 石垣 安志  
[公 印 省 略]

## 郡外に移動した場合の登校の取扱及び感染予防対策について（お知らせ）

平素より、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力を頂き深く感謝申し上げます。

沖縄県は緊急事態宣言を9月5日を以て終了しましたが、警戒レベルは引き続き第3段階となっており、感染予防対策を継続しつつ、教育活動を行っていくことが重要となります。

それに伴い、本市では令和2年8月5日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策について【第15報】の変更について（通知）」を一部変更致します。

つきましては、今後の対応を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いするとともに、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み継続をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 沖縄県内へ移動した場合の登校の取扱等

##### （1）対象者

石垣市立小中学校に在籍する児童生徒

##### （2）登校の取扱について

帰島後、原則、7日間の出席停止及びその後7日間の健康観察を行います。（現行のまま）  
ただし、学校長の認める教育的活動等による県内移動に関して、旅行届提出（様式1）及び健康観察、感染症対策を徹底した上で登校を可とします。

##### ※感染予防対策（注意事項）及び旅行届（様式1）の提出

○県内へ移動し、帰島した場合、登校前の検温及び健康観察シート（帰島後2週間）、  
行動履歴の記録、高齢者との接触を避ける等、感染予防対策を徹底すること。

○旅行届（様式1）を学校長へ提出すること。

（大会、コンクール等は主催者の感染防止対策ガイドライン等を校長へ提出してください。）※旅行届（様式2）の必要な方は担任にお伝えください。

○マスクの着用、こまめな手洗い、うがい、手指消毒、「3密」の回避、十分な換気、  
体温測定等の健康チェック、人と人との距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底  
した上で行動すること。

○不特定多数との接触を避けること（会食や商業施設等の利用）。

##### （3）適用期間

新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを必要とする当分の間とします。

##### （4）この変更は、令和2年9月9日から実施とします。